

旭川 労政だより

平成30年4月1日発行
旭川市経済部経済総務課雇用労政係
旭川市6条通10丁目
旭川市第三庁舎3階
Tel : 25-7152 Fax : 26-7093

平成30年度の 旭川市雇用関係施策の概要について

雇用のミスマッチ、若年者の早期離職・地域外への流出、長時間労働による生産性の低下等、地域の雇用を取り巻く問題が依然として続いており、地域に人を定着また呼び込む取組や、女性や高齢者等すべての人が活躍できる環境が必要となっていることから、関係機関と連携し「地域雇用の促進と安定化」、「働きやすい労働環境の整備」を図ります。

特に以下の取組については重点施策となっております。

○若者地元定着促進事業

若者の地元定着やU I Jターンを支援するため、旭川市企業情報提供サイト「はたらくあさひかわ」の利用推進や各種イベント等を実施します。

○旭川まちなかしごとプラザ事業

就職支援等に係る一元的な相談を市の中心部で実施します。

○若者地元定着奨学金返済補助事業

大学等の卒業者が市内で就職及び居住した場合に、奨学金返済の一部を補助します。

○テレワーク普及促進事業

働き方改革の一つとして注目を集める「テレワーク」について、市内企業での実践事例を基にした冊子や動画を作成します。また、テレワークに関するミニセミナーや関連機器の展示会等の様々な催しを同時

開催する「テレワークエキスポ」を市内で実施する予定です。

■詳細

- ・旭川市 経済部 経済総務課 雇用労政係
電話：25-7152

「無期転換ルール緊急相談ダイヤル」が 開設されました

平成30年2月13日（火）から、「無期転換ルール」に関する相談に対応する全国統一の相談ダイヤル「無期転換ルール緊急相談ダイヤル」が厚生労働省により開設されています。

「無期転換ルール緊急相談ダイヤル」は、無期転換ルールの概要などの問い合わせのほか、同ルールに関連した雇い止め、労働条件の引き下げなどの相談について対応しています。

ナビダイヤル：0570-069276

受付時間：月～金 8：30～17：15

■詳細・問合せ先

北海道労働局雇用環境・均等部

ホームページ：[無期転換サイト](#) 検索

中小企業の賃上げ支援が強化されます

平成30年度より、従業員の給与額を増加した場合に、増加額の一定割合を法人税から税額控除する「所得拡大促進税制」が以下のとおり拡充されます。

	改正前	改正後
控除割合	10%～22%	15% ※一定の要件を満たす場合は25%
適用要件	給与等支給総額がH24比で3%増加 給与当支給総額が前年度以上	撤廃 変更なし
	平均給与等支給額が前年度を上回る	平均給与等支給額が前年度比で1.5%以上 (計算の簡素化)

※一定の要件：2.5%以上の賃上げと人材投資・生産性向上に関する取組を実施すること。

貴重な人材の離職防止と生産性の向上のため、当制度をご活用ください。

■詳細

- ・経済産業省北海道経済産業局
電話：011-709-2311

外国人労働者の在留資格をご確認ください

外国人の方は、入管法で定められている在留資格の範囲内において、国内での就労活動が認められています。

各在留資格別の就労の可否については、以下の3種類に分けられます。

○就労活動に制限が無い在留資格

永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

△在留資格に定められた範囲で就労が認められる在留資格

外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能、技能実習、特定活動（ワーキングホリデー等）

×原則として就労が認められない在留資格

文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在

※「留学」及び「家族滞在」については、入国管理局で資格外活動の許可を受けることにより、一定の制約の下、就労が可能となります。

在留資格や在留期間は、外国人登録証明書又は旅券（パスポート）面の上陸許可等により確認できます。

■詳細

- ・札幌入国管理局 旭川出張所
旭川市宮前1条3丁目3-15 旭川合同庁舎
電話：38-6755

えるぼし認定、プラチナくるみん認定を目指しましょう

女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度が下記のとおりあります。認定を受けることで、企業のイメージアップにも繋がります。

是非、行動計画を策定、労働局に届出し、認定を目指しましょう。

○えるぼしとは

女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主は、申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

○くるみんとは

次世代育成に取組、目標を達成し一定の基準を満たした事業主は、申請により厚生労働大臣の「くるみん認定」を受けることができます。さらに、くるみんの認定を受けた企業が、より高い水準の取組を行い一定の基準を満たすと、「プラチナくるみん認定」も受けることができます。

■詳細

- ・厚生労働省北海道労働局
雇用環境・均等部
電話：011-709-2715

ユースエール認定企業の認定を受けませんか

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。

ユースエール認定企業には次のようなメリットが得られます。

- ①ハローワークなどで同認定企業として重点的なPRが実施される。（厚生労働省の運営する「若者雇用促進総合サイト」にも掲載される。）
- ②認定企業限定の就職面接会などに参加できる。
- ③自社の商品・広告などに認定マークが使用できる。
- ④若者の採用・育成を支援する関係助成金（キャリアアップ助成金、トライアル雇用助成金など）に一定額が加算される。
- ⑤日本政策金融国庫による低金利融資を受けることができる。
- ⑥公共調達における加点評価を受けることができる。
自社の優良な取組のPRや若年労働者の確保を進めるために、是非ご活用ください。

■詳細

- ・ハローワーク旭川
電話：51-0176

休暇、休息の取りやすい就業環境の 整備にご協力ください

少子高齢化による労働力不足が問題となっているなか、従業員の意識やモチベーションを高め、仕事の生産性を向上させるとともに、企業イメージの向上や優秀な人材の確保につなげるためにも、年次有給休暇や適切な休息が取りやすい就業環境の整備が求められます。

労働基準法では、年次有給休暇の日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定の締結により、事業主が計画的に割り振ることができることとしています。この制度を導入することにより、労働者は年次有給休暇が取りやすくなる上、企業側にも繁忙期を避けた有給休暇の取得の調整など労務管理上のメリットがあります。

また、休息に関しても、終業時刻から始業時刻までの間隔として、最低9時間以上の最低時間を就業規則等により定め、従業員への意識啓発、コンサルティング、労務管理用機器の導入などを行う事業主に対し、経費の3/4（最大20万円～50万円）を助成する時間外労働等改善助成金（勤務間インターバル導入コース）等の支援制度があります。

これらの制度を活用し、休暇、休息の取りやすい就業環境の整備にご協力ください。

■詳細

・厚生労働省北海道労働局

電話：011-709-2311

旭川市若年者等正規雇用奨励金を ご活用ください

市内に居住する若年者（45歳未満の者）、障害者及び季節労働者の正規雇用を促進し、安定的な雇用を支援するため、トライアル雇用助成金又は障害者トライアル雇用助成金を受給し、トライアル雇用後に正規雇用した事業主に対して助成金を支給します。

○支給額

対象労働者1人につき5万円

○支給対象となる事業者

次の条件をいずれも満たす旭川市内に事業所を有

する法人又は個人事業主

1. 対象労働者をトライアル雇用し、トライアル雇用助成金又は障害者トライアル雇用助成金を受給した事業者であること。
2. 旭川市内に住所を有する対象労働者をトライアル雇用終了後、正規雇用として雇い入れ、引き続き1か月以上、雇用保険の一般被保険者（ただし、1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く。）として雇用し、旭川市への奨励金交付申請時においても継続して雇用している事業者であること。

○申請

トライアル雇用した期間に係る国の助成金支給決定通知日の翌日から起算して2か月以内に旭川市へ申請。提出書類や申請書等の詳細はホームページをご確認ください。

■詳細・申請先

・旭川市 経済部 経済総務課 雇用労政係

電話：25-7152

ホームページ：[旭川市 正規雇用奨励金](#)で検索

社内のIT人材を育成しませんか

厚生労働省では、中小企業等に情報関連技術の優れた技能者を「ITマスター」として派遣し、若手社員を対象に、情報技術を使いこなす職業能力を付与するための講習等を無料で実施します。

労働者一人ひとりが情報技術を有効に活用することにより、生産性の向上が期待できますので、当制度をご活用ください。

■詳細

・北海道立職業能力開発支援センター
(技能振興コーナー)

電話：011-825-2387

非正規雇用労働者の 処遇改善について

正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の、賃金・福利厚生・キャリア形成・能力開発等の不合理な格差解消に向け、現在、政府による同一労働同一賃金に関する法整備が議論されているところであります。

平成31年4月（中小企業は平成32年4月）の法律施行後、一定の猶予期間が設けられる方向で調整されておりますが、今後、非正規雇用の処遇改善が必要となることが予測されます。

企業内での非正規雇用者労働者の正規雇用化等に取り組む事業主に支給される「キャリアアップ助成金」や、地域限定・職務限定の正規雇用など、正規雇用化の多様な在り方についての情報提供を行う「多様な人材活用で輝く企業応援サイト」といった支援制度等を活用し、来たるべき法改正に向けた準備を進めていただくよう、お願いします。

■詳細

・厚生労働省北海道労働局

電話：011-709-2311

労働者のキャリア形成に関する 支援制度をご活用ください

○人材開発支援助成金（事業主向け）

労働者に対する職業訓練の実施やキャリア形成支援・職業能力検定に関する制度の導入により、事業主や事業主団体が負担する経費や訓練中の労働者の賃金を助成する制度です。

○教育訓練給付制度（労働者向け）

労働者が主体的に中長期的なキャリア形成を行うため、厚生労働省が指定する教育訓練を受講した際に支払った費用の一部が支給される制度です。（受講開始時に45歳未満であることや失業状態にあることなど一定の要件を満たす場合は、給付金が支給されます。）

人手不足を乗り越えるためには、労働者一人一人の生産性向上が求められます。

上記制度を活用した中長期的な視点における人材育成、キャリア形成支援をご検討ください。

■詳細

・厚生労働省北海道労働局

電話：011-709-2311

“はたらくあさひかわ”で仕事や求人を紹介します
<https://www.hataraku-asahikawa.jp/>

旭川で働きたい方のために、企業情報や仕事の魅力を伝える旭川市企業情報提供サイト“はたらくあさひかわ”。企業や仕事を取材して記事を掲載し、紹介しているほか、求人情報も掲載しています。

求人情報ページ“はたらくあさひかわプラス”では、求職者と企業がメッセージ交換できたり、webでの履歴書確認、スカウトが可能など便利な機能がたくさんあります。

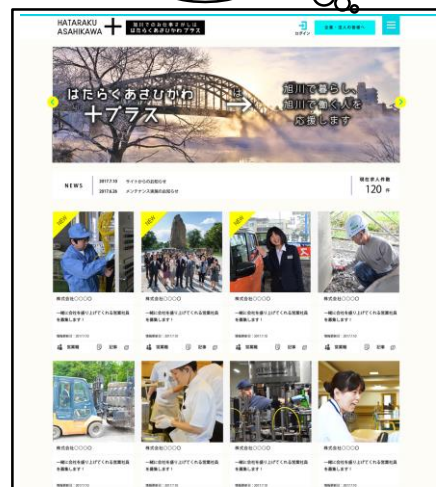
求人情報は

HATARAKU
ASAHIKAWA + 旭川でのお仕事さがしは
はたらくあさひかわプラス

掲載企業を随時募集中です。是非ご利用ください。

（求人情報の掲載には“はたらくあさひかわ”への記事掲載が必要です）

登録は「企業の皆さまへ」
ページからお願いします



はたらくあさひかわ 検索

【お問合せ】 旭川市 経済部 経済総務課 雇用労政係 電話：25-7152